

令和3年度

第2回松本市地域包括支援センター運営協議会議事録

松本市地域包括支援センター運営協議会事務局

令和3年度第2回松本市地域包括支援センター運営協議会
次 第

日 時 令和4年1月28日(金)
午後2時00分～
会 場 大会議室(本庁舎3階)

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 協議事項

- ア 令和4年度松本市地域包括支援センター運営方針(案)について 資料1
- イ 介護予防支援業務の居宅介護支援事業所への一部委託について 資料2

(2) 報告事項

- 松本市中央地域包括支援センターの拠点変更(移転)について 資料3

4 その他

5 閉 会

1 開会 事務局 午後2時00分 開会を宣言
委員12名のうち12名の出席があり、協議会設置要綱第6条第2項の規定に基づき会議成立（うち5名WEB参加）

2 あいさつ 会長

3 会議事項

(1) 協議事項

ア 令和4年度松本市地域包括支援センター運営方針（案）について

【議長】

協議事項ア、資料1について、事務局から説明願う。

【事務局】 資料1、別冊に基づき説明

【議長】

これまでの評価表に基づきながら、新年度の地域包括支援センターの運営方針案について、事務局から説明いただいた。前半で説明があった事業評価について、質問等あればお聞きしたい。いかがか。

【委員】 特に意見等なし

【議長】

事務局の説明では、令和4年度の運営方針に活かすという観点での指標の説明だったかと思う。これまでについて、インセンティブ評価制度というものがあり、実績としては4年程実施している。運営が適正にされているかどうかについて○、×で回答するもの。厚労省の導入の意図は、保険者機能の強化に対する交付金というものだった。これを受けて評価し、結果は、保険者単位で財政的なインセンティブを設けて、交付するという。保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金というもの。一つは新年度の計画にどう活かすかという観点と、財政の面で実施したことがどう価値として生まれたかという観点があると承知している。そういった意味で、インセンティブ交付金は、最終的に何%確立して、幾ら努力した支援交付金が松本市に入ってきているのかというようなところも、個人的には知りたいところ。

運営方針に反映する基準というような形でこの指標が位置付けられているため、本日の説明としてはこれで良いと思う。何故この辺に触れるかということ、負担感について。業務を実施していることをチェックされているのではないかということ。保険者もチェックされていると同時に、松本市は法人に委託しており、各12包括はそういった観点から、受け止め方によって適正な運営等に影響がないようにと思う。

本来の介護保険制度に位置付けられている交付金の関係で、今まで3年、4年と実績があるが、実際にどの程度交付金が市に入ってきているのかということについて、説明を加えることはできるか。

【事務局】

金額のことではないが、地域包括支援センター事業評価については、包括の事業評価を通じて、地域包括支援センターの機能を強化するという目的により示されている項目になる。説明のとおり、この中で市が達成出来ていない項目や、センターで取り組めていない項目について、全国や市内の他のセンターと比べて、達成出来ていない部分を高めていくという指標になる。議長の言われるインセンティブ交付金の指標は、この指標とはまた違う指標で国から示されているもの。包括の事業だけではなく、給付の関係や、様々な別の項目が調査指標としてある。回答は、地域包括支援センターにお答えいただく内容ではなく、市が全て回答し、示されているもの。本日説明させていただいた資料と内容が違うもの。

【議長】

そういう意図で位置付けられたということは、承知している。
運営方針の中味については、いかがか。

【委員】 特に意見等なし

【議長】

リモート参加の方、ご意見等いかがか。先ほど示された新年度の運営方針について。

【委員】

運営方針の権利擁護の推進について。成年後見制度利用促進のところに記載のある意思決定支援について。厚生労働省も成年後見制度利用促進について、これから第2期の計画が始まるが、その中でもチーム支援としての成年後見制度に限らず、本人の意思の支援をするために、利用前から利用後もチーム支援を行うというような流れで、地域連携ネットワークには成年後見制度のみでなく、地域社会の見守り、生活困窮者支援の視点も位置付けられるという話もあるので、今回ここに決めていただいている内容で、特に問題ないと思うが、各地域包括支援センターは中核機関の相談窓口として設定されているため、今後もそういった流れなど把握し、地域で権利擁護の推進に取り組んでいただきたいと思う。これは感想。

もう一つ、これは確認だが、(7) 災害、感染症対策と対応強化、イの項目について。「また、地域包括支援センターは、利用者の生活及び身体状況等から」とあるが、この「また」ということについて確認したいのは、緊急時の対応でトリアージをするという意味なのか。項目が変わり、「また、地域包括支援センターは」という記載になっており、通常のサービスの優先についてトリアージをするというような読み方もできると見ていたが、この辺の意味合いが分かりづらいため、説明いただきたい。

【議長】

2点ご意見をいただいた。2つ目について文章上の解釈だと思うが、それによってその位置付けの意図が変わってくるということだと思うが。

【事務局】

2項目目の「また」以降、トリアージするというのはどのような時かということについて、緊急時に備え平時からも利用者のサービスについて、見直しではないが、見極め、利

用者が何かあった時に、最優先で行わなければいけないサービスなど、そういったものをきちんと見極めておくということ。

【委員】

その場合、この「また」の部分というのは、緊急時の対応に備えて、平時からもサービスの優先度をトリアージすることができるようにしておくという意味合いになるのか。

【議長】

「また」というよりは、「さらに」というような、文章的な意味合いからすると、そのように思うが。今のところご指摘の意味は、伝わっているよう。文章的なところで少し修正するという答弁で良いか。

【事務局】

承知。

【議長】

最初に委員が言われたように、成年後見制度で意思決定支援を今年盛り込んだということは、とても勇気がいることであったと思う。意思決定に関しては、先程委員もご指摘のように、大袈裟かもしれないが、とても弱い部分であり、ご本人の意思というよりは、例えば周りの環境や家族、制度等の影響を受けていた。大切な言い回しというように思っているところだが、何か追加あるか。

【事務局】

今、委員の方からご指摘いただいた意思決定支援について。この利用促進の中では、今回成年後見の意思決定支援ということが重要視されており、ご本人の意思、例えば認知症であっても、障害があっても、その人のために使う制度ということで、その人の意思を尊重するという意味。国からも、意思決定を尊重しながら支援をしていくという方針が出ているので、方針に盛り込んでいます。

それから、先程委員が言われた、制度の利用前、利用後も、についてもチーム支援をしていくことについて。当然アセスメント等しっかり行い制度につなげていく。後は後見人制度につながるから良いということではなく、その後も色々な人が関わっていくこと。このようなところも市の成年後見について、運営マニュアルを作成している。地域福祉計画内にも市の方針を載せているので、ご覧いただくと内容が確認できると思う。

【議長】

この方針の内容に関しては、他にいかがか。

【委員】

何点か共通したところもあるが、新しく加えていただいた項目の中に、1の(1)「生活支援サービスが一体的に切れ目なく提供できる取組みを関係機関と連携して進めます」、2の(2)「介護サービス事業所等多職種が連携を深められるよう支援します」、(7)の災害のところもそうだが、BCP関係で「介護サービス事業所等と連携します」ということが書いてあるが、酷を言って申し訳ないが、連絡協がなくなり、現在、横の繋がり、連携をとるところがない状況。今日私がこの会議に出たからといって、これが訪問介護の事業所に周知されるという状況ではない。地域包括関係のことを、実際に動かしているのは、介

護サービス事業所やケアマネなどそういうところであり、具体的にどうやって連携をとるのか、どうお考えなのかということについて、伺いたい。

【議長】

多岐に渡っているが、運営方針の検討であり、どういう表現が良いのか、今の質問の意味からするともう少し具体的な形で事業方針を立てた方が良いと解釈したが。

【委員】

おそらくこのままでいくと、今コロナ感染症の影響を受けて、通知文書という形になりがちであると思う。本日ここにいる事務局に意見として聞きたいが、実際に包括がある意味は住民のため。住民がサービスをうまく使えているのかということを考えていくには、直接サービスに繋がっている具体的なところを探っていただきたいと思う。一般的にこういうことをやっている、こうして欲しいという通知等ではなく、ちゃんとやり取りができ、具体的にこのように実施するなど、そういったことが分かるようになっている方が良いと感じている。

【議長】

事務局、いかがか。

【事務局】

色んな事業をやりながら、色んな関係機関が連携するというのを全て盛り込むと表現上はとても長くなってしまうため、関係機関と連携するという言葉にとどめている。では具体的にどのようなことを実施していくかという点について。今までも実施しているように、全市レベルや地域包括支援センターレベルの多職種の連携研修会や連絡会を行ったり、また自立支援型個別ケア会議も始めており、そういった場で多職種からの意見をいただきながら、学びに行ったりなど。あとは普段の事業の中でというところが担当者会議。また各団体との意見交換などを通していき、全てをお伝えすることはできないが、そういったことをイメージしている。

【委員】

評価について。この運営方針と直接関係しないものかもしれないが、これを見ると、先ほど議長が言われたように、チェックをされているような感じがある。当然目がいいと思うが、チェックをされている箇所だけ何とかしようと。通常実施しなければいけないことは既に実施しており、評価結果に上がってこない部分もあると思う。

偶然、本日このような問い合わせがあった。私が訪問している利用者のところに、親戚の方から電話があった。親戚は一人暮らしで、色々大変になってきたから介護サービスを使いたい、何処に連絡したらよいのかという相談。介護サービスを利用している方のところに連絡があり、私が居たため電話を代わり、伺った内容。このように、未だそういうことがある。包括が何をやる場所かというのを知っている人はいるが、意外にまだサービスを使っていない自立している人達に伝わっていない部分もあるという、一つの事例。この評価項目の中には出てこないが、包括には何でも相談してよいということが、もう少し周知出来れば良いと思う。周知に関しては、包括として今力を入れるほど暇ではない気がするが、そういった意見。

【事務局】

今年スタートした8期介護保険事業計画の前の年に、高齢者の実態調査を行っている。地域包括支援センターの周知度に関する項目は、半分程度の方が知っており、残りの半分程度の方は、高齢者でもご存知ないという結果が、全国的にも毎回出ている。そういった結果も見ながら、私たちも包括があるということ、包括は何をやる場所など、そういった部分を積極的に周知していかなければいけない。センターだよりを使いながら、民生委員をはじめ、またひろば等で住民にも周知しているところ。センターだよりなどは、ホームページ等にも掲載し、色んな年代の方の目につくようにしたいと思っている。また、この協議会委員や関係者の皆様にも、包括について周知していただければ大変有難いと思う。

【議長】

他にいかがか。

【委員】

この運営方針に関して、勉強不足な面もあり、初歩的、或いは失礼な質問になるかもしれないが、ご了承いただきたい。

2ページの災害部分の情報共有に関して、詳しく教えていただきたい。この情報共有というのは、それぞれ介護される方の個人個人の情報のことも含めての話なのか。

それから、災害等が起こると当然介護のレベルが下がる。人や設備も必要。一人一人介護される方の情報を管理するのであれば、どういった介護の段階までが情報共有になっているのか。それとも、普段の状態の情報だけ共有なのかと。

それから、この情報をどこかで全体的にまとめる部分、組織というものはあるのか。それぞれ施設同士で連絡を取り合うのは大事だが、1ヶ所で全部把握しているというような状況なのかどうか、その辺について伺いたい。

【議長】

説明できるようであれば明らかにしていただき、それをこの新年度の運営方針に展開していく形で持っていったらと思う。

重点項目(7)災害の取組みの情報共有の中身の分解ということだが、いかがか。

【事務局】

アに書いてある「平時から事業所との情報共有を図ります」というところは、平時からのネットワークや繋がりを高めていくというところ。また、先程委員が言われた、いざ災害が起きた時、今までどおりの介護を提供できないというところについては、この意味を示してあるように、トリアージというところで、平時から利用者に必要なサービス、最低限こういったサービスが必要になる、このサービスがないと利用者の生命や生活が脅かされるというようなところを、きちんと平時から見極め、それを書いたものを、地域包括支援センターの方に集約していくという動きになっている。

【委員】

トリアージというのは、最低限のレベルというようにも捉えられる。

【事務局】

利用者に必要なサービスというところを見極める。ある利用者はここまでは出来る、この利用者はこのサービスがないといけないというところ、その振り分けになる形。

【委員】

健康な人と比べ、やはり介護を必要とする人のトリアージは非常に難しいと思う。その辺大変だと思うが、そういった考えが入っているならば、承認したいと思う。

【議長】

例えばだが、先程の委員の質問にも関係してくるかと思うが、今の委員の情報共有について。この災害と感染症の取組みは、令和3年3月に、介護事業所にBCP策定を経過措置3年間で義務付け、示されたことだと認識している。そういったことからすると、令和4年度は既に1年目である。先ずは、情報共有を図るところで、表現だけの問題かもしれないが、それに備えた勉強の場を作っていく等の何か段階的な取組みについて、この事業運営方針に書かれた方がはっきりし、分かり易いのではないかと思う。

他の観点から思っていたが、先程の評価結果を反映するというところについて。第8期介護保険事業計画が策定されたが、ここに書かれている令和4年度の運営方針にはどの程度参考にしてしているのかということも伺いたい。例えば、第8期介護保険事業計画の79ページ、災害の取組みのところには、学習や研修の場の提供と書いてある。第8期介護保険事業計画では推進していくと。運営方針も別物ではないので、事業計画と整合性をとり、踏まえながら、情報共有は、学習や研修の場を通じて推進していく、そのような表現など、もう少し具体的に書かれた方が取組みやすいのではないかと思う。

10番目の項目だが、同じ観点から言うと、「周知に努めます」と書いてあるが、第8期介護保険事業計画を見ると、「広報に努めます」とある。「周知」と「広報」が一緒だと言えば一緒かもしれないが、何故方針は「広報」ではいけないのか。一つ一つ改善をし、表現を変えられたらいかがか。

令和3年度の運営方針にもあるが、例えば1番目「地域共生社会の枠組みの中で」と書いてある。令和4年度は、「地域共生社会に向けた取組み」という。一連の進捗はあるのか。また、他では表現が多分野となっている。また、10番目は「地域の身近な高齢者の相談窓口」という。地域共生との整合性を、高齢者の相談窓口と書いて、どうやって整合性をとっていくのかというところは、甚だ疑問である。他の委員は、いかがか。

【委員】 特に意見等なし

【議長】

もう一点。

先程の事業評価で説明があった市とセンターの連携について、総合相談支援等に大きな認識の乖離があったという説明があったと思うが、重点的業務方針の1番目の項目に、ただ2行だけではなく、評価結果を踏まえ、もう少し具体的な施策や取組みを盛り込み、取り組まれたらいかがかと思う。ご検討いただきたい。他にいかがか。

【委員】 特に意見等なし

【議長】

委員から意見がなければ、もう一点。

6番目、7番目の項目について。「地域ケア会議の運営方針」と「市との連携方針」は、別々に項目を設けて取組む必要があるのか。専門職と基幹の関係について。ご存知のように、12包括が全部委託になり、基幹を設置して2年目であり、基幹機能等について知りたいところ。そういったところでは、7番目をベースにしておくのも一つの手段だと思う。

自立支援型個別ケア会議については、既に令和3年度方針の8番目に、「自立支援型個別ケア会議における専門職からの助言をもらう」と、会議の位置付けがされている。取組みとして新しいから下線が引いてあると思うが。

地域ケア会議のガイドラインにもあるように、地域づくりとの連携の中で実施していくと。そういったガイドラインに準じた形で新年度自立支援型個別ケア会議を実施していくということを想定している訳であれば、平成30年の介護保険制度改正によって示されていることを、あえて令和4年度の方針に自立支援型個別ケア会議を設定する必要は何か。

幾つかあるが、いかがか。

【事務局】

最初にお話があった、3ページの6番と7番の項目、「ケア会議等の運営方針」と「市との連携方針」をそれぞれ分けているということについて。こちらは国の方でそれぞれ項目があり、国の方針に準じている。前回も同様にあったもの。

【議長】

基本的には国で定められており、それに対応するという姿勢ということによろしいか。

【事務局】

運営方針に定めるようにという項目になっており、準じて定めたもの。重点的に行うべき業務方針については、市独自で設定したもの。特に令和4年度重点的に行っていきたいものについては、方針に示しているとおおり。

【議長】

委員、どうぞ。

【委員】

内容が沢山で、私の頭の中では把握しきれないところがあるが、初歩的な質問で申し訳ないが、松本市では孤独死というものはあるか。

【議長】

いかがか。

【事務局】

松本市の孤独死について、全て市で内容を把握している訳ではない。当然支援が入っているものや、生活保護を受けている、そういったところに関しては、警察から市に連絡が入るため、そこで関与していくという形になる。市から支援が入っていない方に関しては、警察と近所の方から情報を得て、親族等に連絡し対応するというものもあると思

う。件数的なもの全て把握ができていないが、孤独死自体は毎年案件が出ているというのは事実。

【委員】

情報をどうやって吸い上げているのか確認したかった。

最近テレビ報道されているヤングケアラーについて、松本市にはそういった関連はあるか。関係機関の中には、民生委員は入っているが、学校関係は入っていない。ということは、松本市にはヤングケアラーはいないというように理解すればよいか。

【事務局】

ヤングケアラーに関しては、議会でも質問があった。実際、こども関係課の方で具体的な検討というか、調査に入っているという状況にはある。市では、数件程度しか把握できていない。高齢者と違い、実際傍から見るとヤングケアラーと言われるこども本人が、自分がそういう立ち位置にいるということを理解できてないという部分もあり、なかなか表面に出てこないというようなことも言われている。

それから、この辺については、こども部や教育部の方も連携しながら把握し、支援をしていくという方向に進んでいるところ。実際にヤングケアラーと言われるこども達がいるということは事実だが、ただし、ケアする対象は高齢者だけではなく、自分の親であったり、少し年が離れた兄弟という場合もある。

【議長】

この運営方針について議論しており、もしそういった実態に即して必要があれば、方針に盛り込んだらいかがかという意図があると察したが。

【委員】

はい。

【議長】

では、時間が過ぎてきているが、質疑、意見交換等々がなければ、この議事に関しては、審議を終了としたいが、よろしいか。

出た意見を踏まえ、最終的には保険者である事務局の方で案を整えられ示すという、修正或いは加筆をするということを踏まえながら、承認ということであれば挙手をお願いしたい。

【委員】 挙手全員

【議長】

それでは、先程のような形を踏まえた上での事業方針案に関して、承認とさせていただきます。

イ 介護予防支援業務の居宅介護支援事業所への一部委託について

【議長】

会議事項のイについて、事務局から説明願う。

【事務局】 資料2に基づき説明

【議長】

事務局から説明があったとおりで、いかがか。

被保険者の理由によって、この事業所への委託というところ。内容等整っているという説明があったが、いかが。

【委員】 特に意見・質疑等なし

【議長】

特に問題なければ、承認とさせていただきたいと思うが、挙手で確認をする。

【委員】 挙手全員

【議長】

本件については、この協議会では承認させていただく。

(2) 報告事項

松本市中央地域包括支援センターの拠点変更（移転）について

【議長】

事務局から報告願う。

【事務局】 資料3に基づき報告

【議長】

報告事項として、事務局から報告があったとおりで、いかがか。

中央地域包括支援センターは、第1地区、第2地区、東部、中央、白板地区を担当している。この事務局が4月1日をもって変更するという内容の報告。いかがか。

【委員】 特に質疑等なし 了承

【議長】

本日上程された会議事項は全て終了した。

4 その他 特になし

5 閉会 事務局 午後3時30分 閉会を宣言